

## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第2節 第一種特例相続認定中小企業者

#### 《相続税の納税猶予制度の認定要件》（施行規則第6条第1項第12号）

相続税の納税猶予制度の適用を受けるには、以下の要件等を満たすことが必要です。

#### ① 対象会社要件

- ・ 中小企業者であること。
- ・ 上場会社等・風俗営業会社に該当しないこと。
- ・ 資産保有型会社又は資産運用型会社（以下「資産保有型会社等」）に該当しないこと。
- ・ 総収入金額が零を超えていること。
- ・ 常時使用従業員数が1人以上（その会社の特別子会社が外国会社に該当する場合（その会社又はその会社による支配関係がある法人がその特別子会社の株式等を有する場合に限ります。）には5人以上）であること。
- ・ 特定特別子会社が、大会社、上場会社、風俗営業会社に該当しないこと。
- ・ 第一種特例経営承継相続人以外の者が拒否権付株式を保有していないこと。

#### ② （相続人）後継者要件

- ・ 相続時において、第一種特例経営承継相続人とその者の親族などで総議決権数の過半数を保有していること。
- ・ （後継者一人の場合）同族関係者の中で最も多くの議決権数を有していること。
- ・ （後継者複数の場合）各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ、各後継者が同族関係者のうちいずれの者が有する議決権の数をも下回らないこと。
- ・ 相続開始の直前において役員であり（先代経営者が60歳未満で死亡した場合（令和3年4月1日以後の相続については、先代経営者が70歳未満で死亡した場合又は相続発生前に確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている場合）を除く）、相続開始から5ヶ月後に代表者であること。
- ・ 相続又は遺贈により取得した株式等を継続して保有していること。
- ・ その会社の株式等について、一般措置の適用を受けていないこと。
- ・ 特例承継計画に記載された後継者であること。

申請手続きを行う前に、必ず第7章用語・定義を通読いただき、用語の意味するところをご確認ください。

## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第2節 第一種特例相続認定中小企業者

《相続税の納税猶予制度の認定要件》（施行規則第6条第1項第12号）  
相続税の納税猶予制度の適用を受けるには、以下の要件等を満たす必要があります。

#### ③ （被相続人）先代経営者の要件

- 先代経営者がその会社の代表者であった期間内のいずれかの時及び相続開始の直前において、先代経営者と先代経営者の親族などで総議決権数の過半数を保有しており、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権を有する者（特例の適用を受ける後継者を除く）であったこと。
- 会社の代表者であったこと。
- 特例承継計画に記載された先代経営者であること。
- 既に特例措置の適用に係る贈与をしていないこと。

申請手続きを行う前に、必ず第7章用語・定義を通読いただき、用語の意味するところをご確認ください。

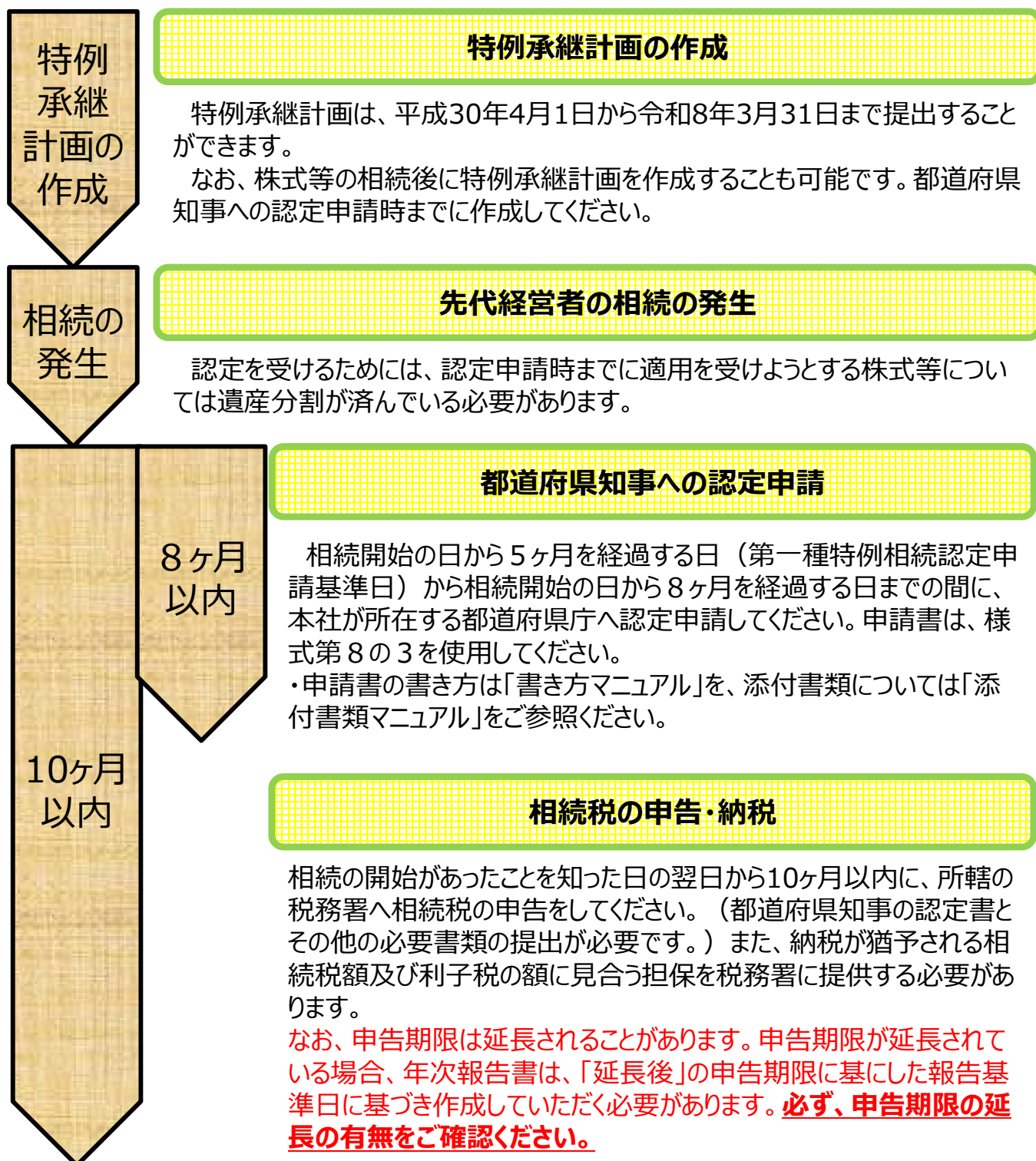
## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第2節 第一種特例相続認定中小企業者

#### 《相続税の納税猶予制度の認定要件》（施行規則第6条第1項第12号）

相続税の納税猶予制度の適用を受けるには、以下の要件等を満たすことが必要です。

中小企業者が法第12条第1項の認定（相続税の納税猶予制度の特例の認定）を受けようとする場合の基本的な手続きについては以下のとおりです。



## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第2節 第一種特例相続認定中小企業者

#### 《相続税の納税猶予制度の認定要件》（施行規則第6条第1項第12号）

相続税の納税猶予制度の適用を受けるには、以下の要件等を満たす必要があります。

相続税の納税猶予制度の特例の適用を受けようとする後継者は、相続の時以後、当該中小企業者の代表者であり、相続又は遺贈（死因贈与を含みます。以下「相続等」といいます。）により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれる者で、下記に掲げるいずれにも該当する必要があります。

- 相続開始から5ヶ月以後に代表者であること（6①十二柱）

株式等を相続等により取得した後継者は、その相続の開始の日の翌日から5月を経過する日以後、代表権を有している者である必要があります。

- 相続等により取得し、相続税を納付することが見込まれること（6①十二柱）

株式等については、相続等により取得していることが要件とされます。また、贈与者の死亡により効力を生ずる贈与も、相続等により取得したとされます。

- 中小企業者であること（6①十二柱）

中小企業者に該当するかどうかの判定方法は、第7章「用語・定義」のうち、「中小企業者」の項をご参照ください。

| 業種目                                                         | 資本金       | 又は | 従業員数   |
|-------------------------------------------------------------|-----------|----|--------|
| 製造業その他                                                      | 3億円以下     |    | 300人以下 |
| 製造業のうちゴム製品製造業<br>（自動車又は航空機用タイヤ及び<br>チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 3億円以下     |    | 900人以下 |
| 卸売業                                                         | 1億円以下     |    | 100人以下 |
| 小売業                                                         | 5,000万円以下 |    | 50人以下  |
| サービス業                                                       | 5,000万円以下 |    | 100人以下 |
| サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業                                  | 3億円以下     |    | 300人以下 |
| サービス業のうち旅館業                                                 | 5,000万円以下 |    | 200人以下 |

## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第2節 第一種特例相続認定中小企業者

- 上場会社等・風俗営業会社に該当しないこと

認定を受けようとする中小企業者は、上場会社等又は風俗営業会社に該当していないことが必要です。

「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を営む会社です。

なお、バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、認定要件を満たします。

- 資産保有型会社に該当しないこと

認定を受けようとする中小企業者は、相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、「資産保有型会社」に該当しないことが必要です。

資産保有型会社については、第7章「用語・定義」のうち、資産保有型会社の項をご参照ください。

- 資産運用型会社に該当しないこと

認定を受けようとする中小企業者は、第一種特例相続認定申請基準事業年度※において、「資産運用型会社」に該当しないことが必要です。

資産運用型会社については、第7章「用語・定義」のうち、資産運用型会社の項をご参照ください。

※第一種特例相続認定申請基準事業年度とは、下記①と②のすべての事業年度をいいます。そのため2以上の事業年度となる場合もあります。

- ① 相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度
- ② 「相続の開始の日の属する事業年度」から「第一種特例相続認定申請基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度」までの期間における各事業年度

- 総収入金額が零を超えていること

第一種特例相続認定申請基準事業年度における損益計算書上の総収入金額（営業外収益と特別利益は除きます。）が零の場合には、認定を受けることができません。

## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第2節 第一種特例相続認定中小企業者

- 常時使用従業員数が1人以上（その会社の特別子会社が外国会社に該当する場合（その会社又はその会社による支配関係がある法人がその特別子会社の株式等を有する場合に限ります。）には5人以上）であること

その会社に1人以上の常時使用する従業員がいることが必要となります。

ただし、その会社が下記①②の双方に該当する場合にあっては5人以上の常時使用する従業員がいることが必要となります。

- ① 申請者又はその支配関係法人が、その特別子会社の株式又は持分を有すること。
- ② 申請者の特別子会社が外国会社に該当すること。

支配関係法人とは、一の者に発行済株式又は持分の50%超を直接又は間接に保有される法人をいいます。

また、直接又は間接に保有する関係とは、次の関係をいいます。

(i) 一の者が他の法人の発行済株式又は持分の50%超を保有する場合における当該一の者と当該他の法人との間の関係（直接支配関係）とする。

(ii) この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1以上の他の法人（又は当該一の者との間に直接支配関係がある1以上の他の法人）がその他の法人の発行済株式又は持分の50%超を保有するときは、当該一の者は当該その他の法人の発行済株式又は持分の50%超を保有するものとみなす。

特別子会社とは、次に掲げる者により、その総株主議決権数の過半数を保有される会社をいいます（下記（5）③に該当する会社の子会社も該当）。

- (1) 中小企業者
- (2) 後継者
- (3) 後継者の親族（6親等内の血族、）3親等内の姻族
- (4) 後継者と事実上婚姻関係にある者など特別の関係がある者
- (5) 次に掲げる会社

①(2)～(4)により総株主議決権数の過半数を保有されている会社

②(2)～(4)及びこれと(5)①の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社（一般的に中小企業者の子会社も該当）

③(2)～(4)及びこれと(5)①又は(5)②の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社（一般的に中小企業者の孫会社も該当）

なお、会社法上の子会社の定義とは異なりますのでご注意ください。

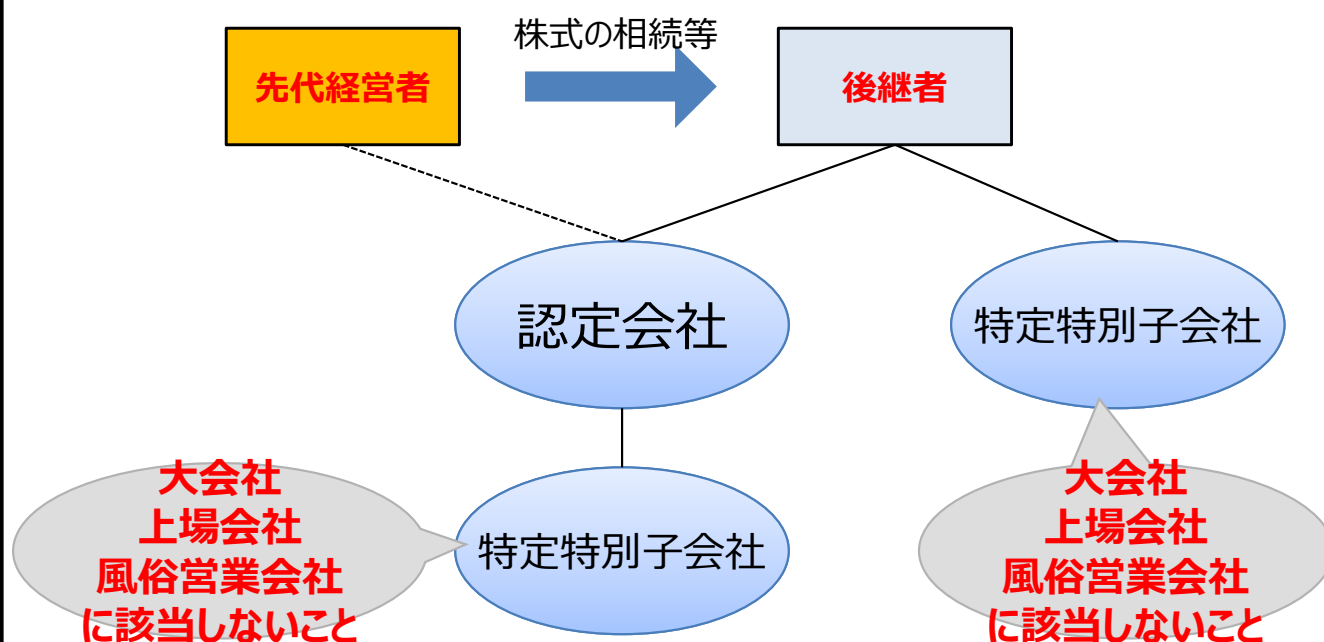
## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第2節 第一種特例相続認定中小企業者

- その中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと

相続の開始の時以後認定を受けるまでの間において、申請者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社に該当する場合には、認定を受けることができません。

認定を受けようとする会社の子会社だけでなく、兄弟会社も特定特別子会社に該当するケースがあります。



特定特別子会社とは、次に掲げる者により、その総株主議決権数の過半数を保有される会社をいいます（下記（5）③に該当する会社の子会社も該当）。

(1) 中小企業者

(2) 後継者

(3) 後継者と生計を一にする親族

(4) 後継者と事実上婚姻関係にある者など特別の関係がある者

(5) 次に掲げる会社

①(2)～(4)により総株主議決権数の過半数を保有されている会社

②(2)～(4)及びこれと(5)①の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社（一般的に中小企業者の子会社も該当）

③(2)～(4)及びこれと(5)①又は(5)②の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社（一般的に中小企業者の孫会社も該当）

なお、会社法上の子会社の定義とは異なりますのでご注意ください。

## 第2章 都道府県知事の認定について

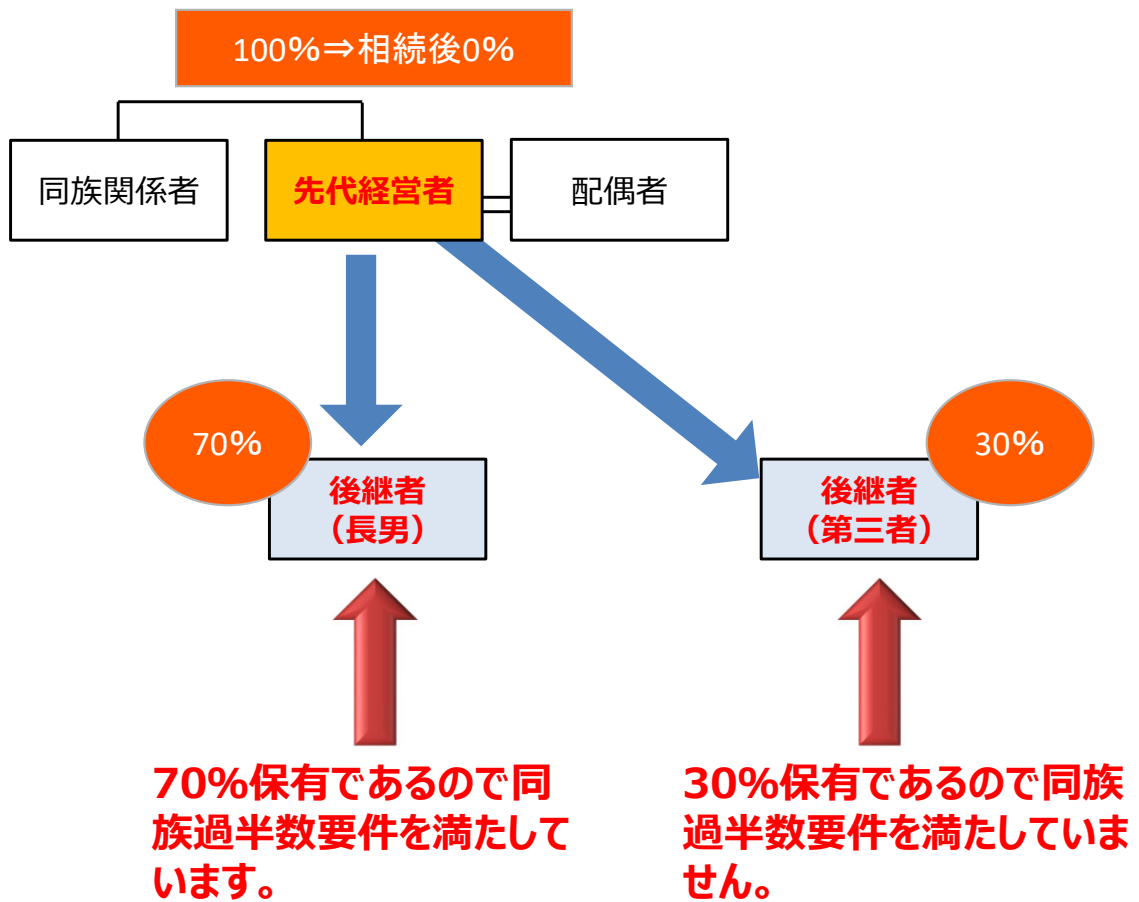
### 第2節 第一種特例相続認定中小企業者

- 相続の開始の時ににおいて、第一種特例経営承継相続人とその者の親族などで総議決権数の過半数を保有していること

その相続等によりその会社の株式等を取得した後継者であって、相続の開始の時ににおいて、当該後継者に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有していることが必要です。

第一種特例経営承継相続人が二人又は三人いる場合には、その第一種特例経営承継相続人ごとに過半数の議決権を有しているかを判断します。

#### 例 1



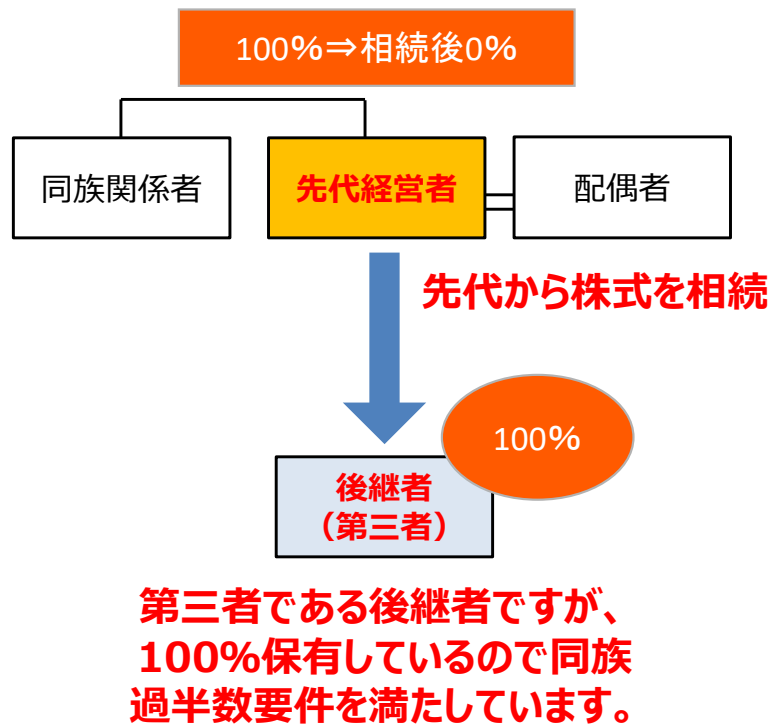
## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第2節 第一種特例相続認定中小企業者

(前ページからの続き)

- 相続の開始の時に、第一種特例経営承継相続人とその者の親族などで総議決権数の過半数を保有していること

#### 例 2



## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第2節 第一種特例相続認定中小企業者

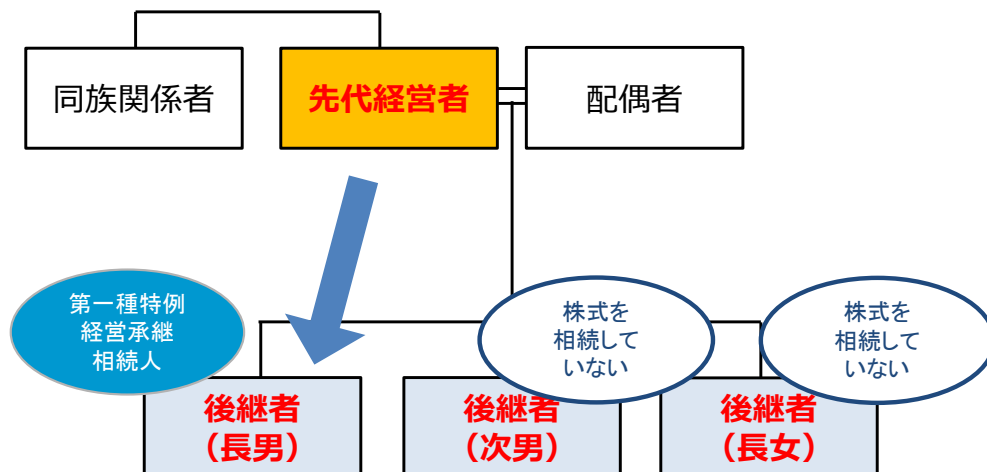
- （後継者一人の場合）同族関係者の中で最も多くの議決権数を有していること

その相続によりその会社の株式等を取得した後継者が一人である場合には、その後継者が、その後継者とその同族関係者の中で最も多くの議決権数を有していることが必要です。

なお、同族関係者の中に当該後継者と同じ割合の議決権数を有する株主がいても当該後継者は最も多くの議決権数を有している者となります。

議決権数の判定は「直接保有している」割合で判定し、「間接保有している」割合は考慮にいません。

#### 例



#### ✓ 注意点

- 特例承継計画において、特例後継者として長男・次男・長女の名前が記載。
- 先代経営者から株式を相続したのは、長男のみ（次男・長女には、今後配偶者や同族関係者から贈与・相続予定。）。

⇒（後継者一人の場合）の要件を満たす必要があります。したがって、同族関係者の中で最も多くの議決権数を有していることが必要です。

## 第2章 都道府県知事の認定について

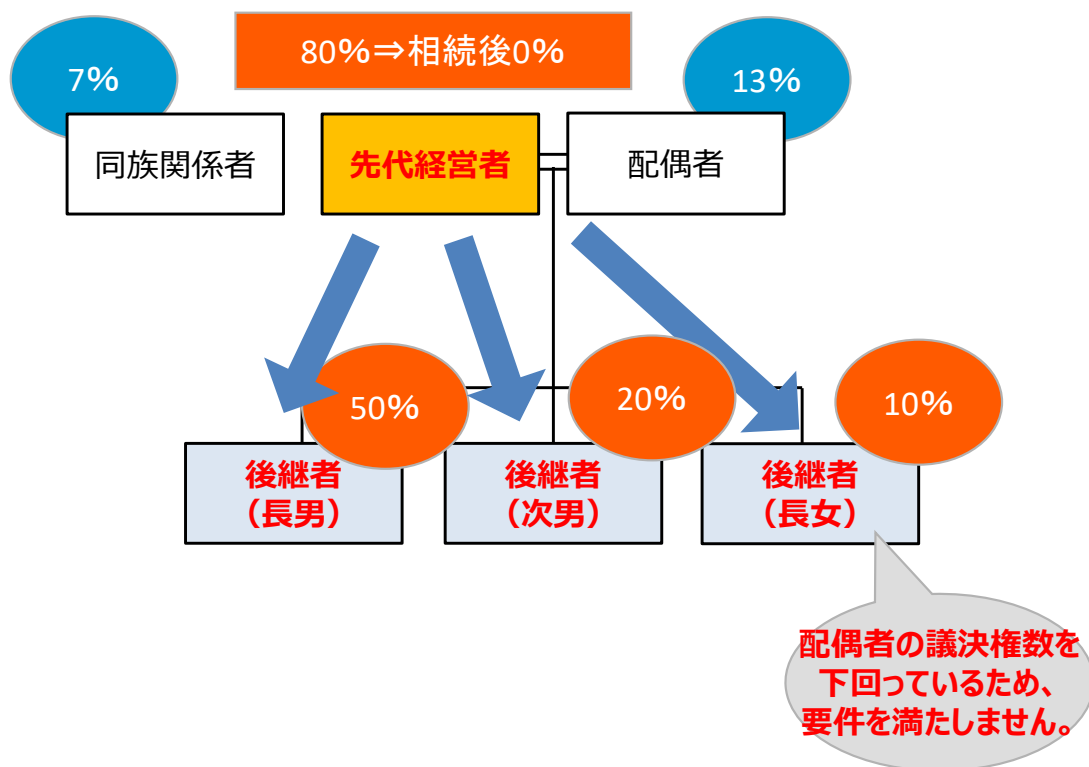
### 第2節 第一種特例相続認定中小企業者

- （後継者複数の場合）各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ、各後継者が同族関係者のうちいずれの者が有する議決権の数をも下回らないこと

その相続等によりその会社の株式等を取得した後継者が二人又は三人である場合には、それぞれの後継者が、相続後において10%以上の議決権を有し、かつ、それぞれの後継者がいずれの同族関係者の議決権数をも下回らないことが必要です。

なお、同族関係者の中に当該後継者と同じ割合の議決権数を有する株主がいても当該後継者は、議決権の数が同族関係者のうちいずれの者が有する議決権の数をも下回らない者、となります。

#### 例 1



## 第2章 都道府県知事の認定について

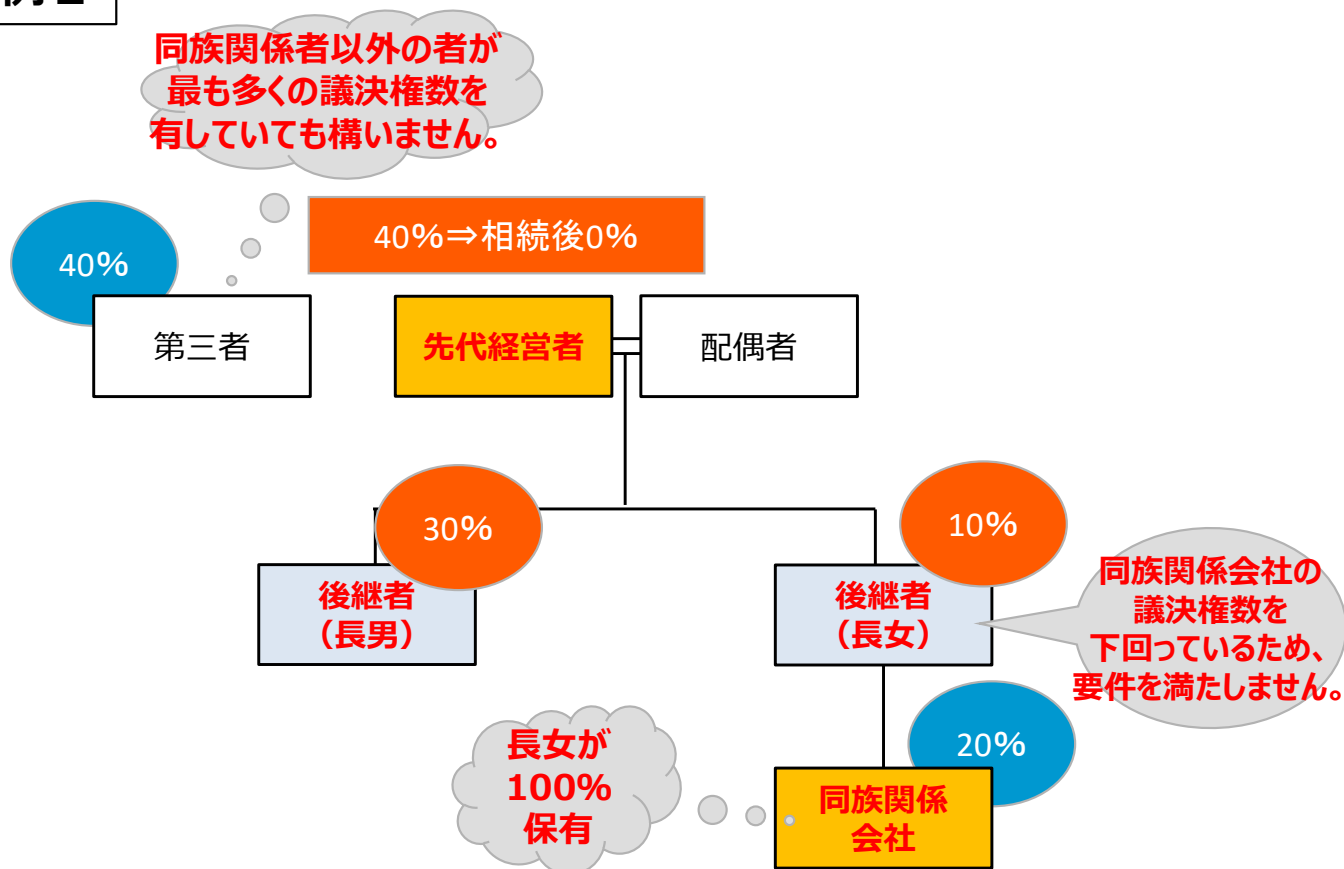
### 第2節 第一種特例相続認定中小企業者

(前ページからの続き)

- （後継者複数の場合）各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ、各後継者が同族関係者のうちいずれの者が有する議決権の数をも下回らない

議決権数の判定は「直接保有している」割合で判定し、「間接保有している」割合は考慮にいません。

#### 例 2



- ✓ 長女（10%）＋長女の関係会社（20%）で合計30%を保有していますが、間接保有を含めないため、長女の直接保有分（10%）のみで判定します。

## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第2節 第一種特例相続認定中小企業者

- 相続開始の直前において役員であり（先代経営者が60歳未満で死亡した場合（令和3年4月1日以後の相続については、先代経営者が70歳未満で死亡した場合又は相続発生前に確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている場合）を除く）、相続開始から5ヶ月以後に代表者であること

当該相続の開始の直前においてその会社の役員であることが必要です。ただし、被相続人が60歳未満で死亡した場合（令和3年4月1日以後の相続については、先代経営者が70歳未満で死亡した場合又は相続発生前に確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている場合）には当該相続の開始の直前において役員である必要はありません。

「役員」とは、株式会社の場合には取締役、会計参与及び監査役を意味し（会社法第329条第1項）、持分会社の場合には業務を執行する社員を意味します。定款に業務を執行する社員について別段の定めがなければ、すべての社員が「業務を執行する社員」となります（会社法第590条第1項）。

また、後継者は、第一種特例相続認定申請基準日（相続の開始の日の翌日から5か月を経過する日）において、代表権を有している必要があります。

なお、代表者であっても、定款その他の規定により代表権を制限※されている場合には、認定を受けることができません。

※代表権の制限の例としては、「複数の代表者が共同して会社を代表すべき旨」や「代表者●●は手形を振り出してはならない旨」などがあります。

## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第2節 第一種特例相続認定中小企業者

- 相続又は遺贈により取得した株式等を継続して保有していること

その後継者が相続等により取得したその会社の株式等のうち納税猶予の対象とする部分のすべてを所有し続けていることが必要です。

- その会社の株式等について、一般措置の適用を受けていないこと

その後継者が相続等により取得したその会社の株式等について、既に一般措置の適用を受けている場合には、認定を受けることができません。

- 特例承継計画に記載された特例後継者であること

早期かつ計画的な事業承継を促進するため、特例措置の適用を受けるにあたっては、特例承継計画の作成を求めています。特例承継計画に記載された特例後継者でなければ認定を受けることができません。特例後継者となれるのは、会社ごとに最大3人までです。

特例承継計画は、特例承継計画の申請マニュアル及び記載例を参考に、可能な限り具体的に記載してください。

特例承継計画の確認を受けたあとでも、特例後継者を変更・追加することはできますが、特例後継者が特例措置の適用を受けた後は、当該特例後継者を変更することはできません。

特例後継者を一人又は二人記載した場合には、新たに特例後継者となる者を追加することも可能です。

特例後継者を二人又は三人記載した場合であって、まだ株の贈与・相続を受けていない者がいる場合は、当該特例後継者に限って変更することが可能です。

## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第2節 第一種特例相続認定中小企業者

- 先代経営者がその会社の代表者であった期間内のいずれかの時及び相続開始の直前において、先代経営者と先代経営者の親族などで総議決権数の過半数を保有しており、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権を有する者（特例の適用を受ける後継者を除く）であったこと

後継者の被相続人が、その死亡の直前においてその中小企業者の代表者である場合には、当該相続の開始の直前において当該被相続人に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者（その相続により特例の適用を受ける後継者及びすでに特例の適用を受けている後継者を除く。）の中で筆頭株主（同族関係者の中に当該後継者と同じ割合の議決権数を有する株主がいても当該後継者は筆頭株主となります。）であることが必要です。

当該被相続人がその相続の開始の直前においてその中小企業者の代表者でない場合には、当該被相続人が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前のいずれにおいても当該被相続人に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者（その相続により特例の適用を受ける後継者及びすでに特例の適用を受けている後継者を除く。）の中で筆頭株主（同族関係者の中に当該代表者と同じ割合の議決権数を有する株主がいても当該代表者は筆頭株主となります。）であることが必要です。

- 既に特例措置の適用に係る贈与をしていないこと

既に特例措置の適用を受ける贈与をしている先代経営者に相続が発生した場合に、その先代経営者が保有していた株式等について、第一種特例相続として認定を受けることはできません。

- 特例承継計画に記載された先代経営者であること

早期かつ計画的な事業承継を促進するため、特例措置の適用を受けるにあたっては、特例承継計画の作成を求めています。この計画に記載された特例代表者でなければ認定を受けることができません。

特例承継計画は、特例承継計画の申請マニュアル及び記載例を参考に、可能な限り具体的に記載してください。

## 第2章 都道府県知事の認定について

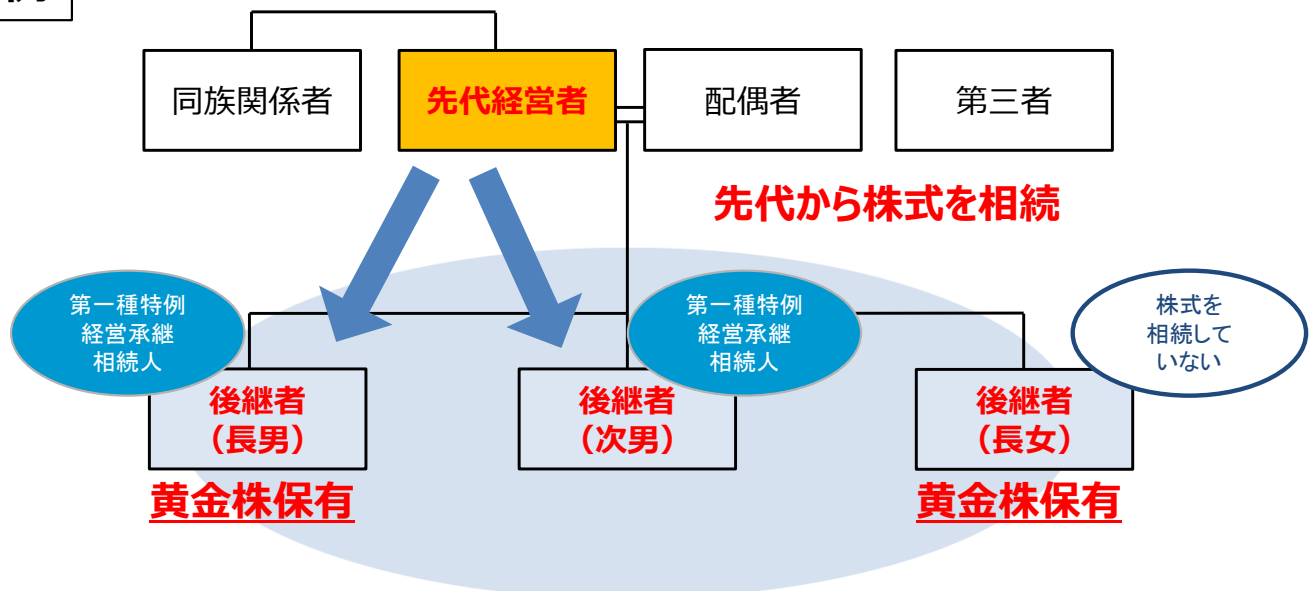
### 第2節 第一種特例相続認定中小企業者

- 第一種特例経営承継相続人以外の者が拒否権付株式を保有していないこと

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式とは、いわゆる「拒否権付株式（＝黄金株）」です。拒否権付株式を発行している場合には、第一種特例経営承継相続人以外の者が有していないことが、認定を受けるための要件となります。

特例承継計画に記載された特例後継者であっても、まだ株式等を相続により取得していない者は第一種特例経営承継相続人とはなりませんので、ご注意ください。

例



#### ✓ 注意点

- 特例承継計画において、特例後継者として長男・次男・長女の名前が記載。
- 拒否権付株式は、長男・長女が保有。
- 先代経営者から株式を相続したのは、長男・次男のみ（長女には、今後配偶者や同族関係者から贈与・相続予定。）。

⇒長女は株式を相続していないので「第一種特例経営承継相続人」となりません。

⇒「特例後継者」ではありますが「第一種特例経営承継相続人」ではない長女が拒否権付株式を保有しているため、長男・次男に係る認定はできません。